様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年 ~~6月~~ 5 ~~30~~ 22 日

群馬県知事　殿



提出者　〒３７３－０８０７
住　所　群馬県太田市下小林町６２番地１
　　岩崎工業株式会社
氏　名　代表取締役　岩崎　武則

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０２７６－３０－１８８０

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩崎工業株式会社
事業場の所在地	群馬県太田市下小林町６２番地１
計画期間	令和８年　４月　１日　～　令和９年　３月　３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業　　中分類：総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高　約２０億
③従業員数	３０名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・なし

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
・工事本部長（廃棄物担当役員）（廃棄物の処理に関する各種事項の決定・確認）
・工事部長（廃棄物処理管理状況の把握）
・営業部長（廃棄物処理計画の作成）
・工事部（現場の廃棄物の管理）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	がれき類
排　　出　　量	371.6　t	3453.1　t

（これまでに実施した取組）
・受注した案件ごとに指定された処理場に過積載を防止し、指定運搬経路を法定速度で運行する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	がれき類
排　　出　　量	350　t	3,000　t

（今後実施する予定の取組）
・受注した案件ごとに指定された処理場に過積載を防止し、指定運搬経路を法定速度で運行する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・本社、作業所ごとにゴミの分別処理を実施する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・現状の取り組みを維持する。

廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	13号廃棄物	
0.26　t	29.5　t	19　t	t

廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	13号廃棄物	
0.15　t	25　t	15　t	t